

尼崎市教育委員会 3月定例会 会議録

1 開会及び閉会の日時

平成27年3月23日 午後4時02分～午後6時34分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委員長	濱田英世
職務代行者	磯田雅司
委員	岡本元興
委員	仲島正教
教育長	徳田耕造

3 出席した事務局職員

教育次長	中川一
管理部長	富永謙一
学校計画担当部長	舟本康弘
施設担当部長	下村芳範
学校教育部長	西川嘉彦
社会教育部長	吉田淳史
企画管理課長	牧直宏
職員課長	井上潤一
幼稚園教育振興担当	中道直生
学務課長	高木健司
学校保健課長	森山太嗣
歴博・文化財担当課長	益田日吉
スポーツ振興課長	竹原努
中央図書館長	川島茂
中央公民館長	松田陽子
計画調整課長	田中宏之

日程第1 会議録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第21号 尼崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第22号 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第23号 尼崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第24号 尼崎市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第25号 尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について
- (6) 議案第26号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第27号 尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する基準を定める規則について
- (8) 議案第28号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第29号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第30号 尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (11) 議案第31号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (12) 議案第32号 尼崎市教育委員会職名規則の全部を改正する規則について
- (13) 議案第33号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (14) 議案第34号 尼崎市教育委員会辞令式規程の全部を改正する訓令について
- (15) 議案第35号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について
- (16) 議案第36号 尼崎市教育委員会職員名札規程の一部を改正する訓令について
- (17) 議案第37号 旧尼崎市立梅香小学校敷地に建設する施設の建築工事に関する協定の一部を変更する協定について
- (18) 議案第38号 学校施設耐震化事業の実施に伴う児童ホーム等の建築工事に関する協定について
- (19) 議案第39号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について

- (20) 議案第40号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について
- (21) 議案第41号 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
- (22) 議案第42号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (23) 議案第43号 尼崎市指定文化財の指定について
- (24) 議案第44号 尼崎市スポーツ推進計画（後期計画）について
- (25) 議案第45号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 尼崎市スポーツ推進計画（後期計画）素案に係る市民意見公募手続きの結果について
- (2) 公民館の利用制限の一部見直しについて
- (3) 国の「子ども・子育て支援法施行令、施行規則の一部を改正する政令」制定に伴う、本市の規則、園則の改正について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時02分、委員長は開会を宣した。

委員長 日程第2の「議事」について、徳田教育長から「発議」がありますので、発言を認めます。徳田教育長。

教育長 日程第2「議事」の「議案第45号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人の評価や個人情報にまで踏み込んで審議することになるため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言を許します。
質疑がないようですので、ただいまの徳田教育長からの発議について、これより採決に入ります。
お諮りいたします。徳田教育長からの発議のとおり決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。

よって、日程第2「議事」の「議案第45号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち「委員長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件」に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました、「議案第45号」は、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

委員長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「会議録の承認」について、報告を求めます。企画管理課長。

企画管理課長 2月定例会、3月臨時会会議録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会、3月臨時会会議録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって会議録は、報告のとおり承認することといたします。

委員長 次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第21号 第22号 第23号 第24号 第25号 第26号 第27号 第33号及び、第37号について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。企画管理課長、職員課長。

企画管理課長 職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 近隣都市である阪神間で新教育長に変わる市はあるのか。

企画管理課長 芦屋市が現教育長の任期満了に伴い、新教育長になると聞いています。また、伊丹市、川西市、猪名川町などが新教育委員会制度に伴い、新教育長を任命すると聞いています。

委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。
議案第21号 第22号 第23号 第24号 第25号 第26号 第27号 第33号及び、第37号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号 第22号 第23号 第24号 第25号 第26号 第27号 第33号及び、第37号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第28号 第29号 第32号及び、第39号は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 指導主事と管理主事の順番が入れ替わっているが、これは意味があるのか。

職員課長 特に、管理主事が上で、指導主事が下ということではないが、組織順になるため、職員課の管理主事が上にきているというだけである。

委員 研究員という職務名がなくなっているが、これはどういうことか。

職員課長 研究員という職名はあったが、今までも尼崎市においては配置しておらず、今後についても配置する予定がないことから今回文言整理もふくめ削除したものである。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。
議案第28号 第29号 第32号及び、第39号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第28号 第29号 第32号及び、第39号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第30号及び、第31号は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

管理部長 係長等の管理職手当について、労働基準監督署から指摘もあり、係長級は経営層という取扱いではないという判断において管理職手当を廃止し超過勤務手当に切り替えたものである。

委員 管理職は課長級以上ということか。

管理部長 管理職という経営層の取り扱いは課長級以上になる。

委員 そうなると、係長が超勤手当になるため、課長より給与が多くなることもあるということか。

管理部長 そういうこともあり得るかもわからないが、予算の範囲内での執行ということもあるので、必ずしもそうなるとは限らない。

委員 管理職手当の定額化について、今回行ったのはなぜか。

管理部長 管理職手当の定額化については、国がもうすでに先行して行っており、尼崎市が遅れていたため、今回改正をしたものである。

職員課長 定額化については、尼崎市と西宮市だけが定額化になっておらず、他都市においては定額化になっている。西宮市においても尼崎市と同様、この4月から定額化になると聞いている。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第30号及び、第31号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第30号及び、第31号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第34号 尼崎市教育委員会辞令式規程の全部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 今回なぜこのような改正になったのか。

職員課長 教育委員会が任命する教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員が教育委員会の職員であるが、その整理が出来ていなかったため、今回いろいろな制度改正に伴い、チェックをしたところ、実態にあわせて整理をしたものである。

委員 具体的にはどういうことか。

教育次長 辞令式等ははっきりと定めていなかったり、整理出来てなかったりしていたもので、尼崎の規程に準じるとしか示しておらず、市の規程に準じていたり、また、県の規程に準じていたりと混在していたため、教育委員会として整理し、明確化し今後わかりやすく示したものである。そのため、内容として特段変わることはない。

管理部長 現行の規程には、「準用する」ということしか記載がなかったものを、文章化し、すべてにおいて網羅できるようにしたもので、そのため改正した。

委員 今回の法改正で確認して整理したものであると考えていいのか。

教育次長 この改正については、間違っていたというより、あまりにも簡単な記載内容になっていたため、文言を整理し、きちんと明記しておくということで改正したものである。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第34号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第34号を原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、議案第35号 第36号は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 今まではどうなっていたのか。

職員課長 今までは、教育長については一般職に準ずるという形で、名札や職員証など配布していたが、法改正に伴い、解釈の整理など行ったものである。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第35号 第36号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号及び第36号を原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第38号 学校施設耐震化事業の実施に伴う児童ホーム等の建築工事に関する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 児童ホームは昔からあり、教育委員会の管轄であったように思うが。

施設課長 もともと児童ホームを管轄している児童課が教育委員会の管轄にあったため局内で事業をしていた。現在、学校の敷地内には、学校はもちろん児童ホームも子どもクラブもあり、同じ耐震化事業であっても、児童課は別の局にあるということもあり予算は別々になっている。同時期に設計や工事ができればいいのだが、今の体制では建築部の仕事と施設課の仕事となり、なかなか難しい。その非効率である現状を解消するため、今は局がまたがるので協定をするものである。

施設担当部長 これは耐震化に伴うものであり、耐震化が終われば通常に戻るものである。耐震化事業の効率化を求めるものである。

教育次長 今までは、それぞれが工事をしていたため、まず児童ホームをして、学校の校舎などという形であったが、やはり非効率であるため、耐震化担当の方で一括して行ってスケジュールなど組みやすくするものである。実際には、工事期間や、設計費、現場管理費などで効果がでていく。耐震化担当には仕事が増える形になるので申し訳ないが、市としては費用も削減で

き、また、レイアウトやバランスなどお互いのことを考えて出来るため、学校にとっても整理ができ、バランス良く運営していけるよう耐震化担当の方で全体が見えるようになる。

委員 今まではどうしていたのか。

施設担当部長 今までもそれぞれが調整し、バランスよくできるようにしていたが、業者も別々で、車の出入りや休業期間中の工事の日程など、十分な調整が必要であった。しかし、今後は調整することも含めて耐震化担当で行うため、入札も併せてでき、工事の日程、学校との調整などすべてにおいてやりやすく、効率的にできると思う。今回の協定で実際に効果がでるのは西小学校の工事からになると考えている。

委員 基本的には児童ホームは校舎の外に建てるものなのか。

施設担当部長 旧の校舎の改築棟の中には敷地面積がないので、別敷地になる。改築工事と児童ホームとお互いが邪魔しないように工事を行う。休日期間中の車の移動や、互いの進捗状況など加味しながら工事を行うことができる。

委員 こどもクラブは学校の校舎内にあるというイメージだが、そうなのか。

施設課長 いままでも校舎の外にある場合もあった。今後改築する場合は、校舎の外に建てていくこととなる。警備の関係や子ども達の動きの関係で校舎の外のほうが動きやすいという利点がある。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第38号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第38号を原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第40号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規定の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。施設課長。

施設課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。
議案第40号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第40号を原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第41号 尼崎市立学校のスポーツ施設利用の使用に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 2ヶ月前と前々月とでは受付に変更があるのか。

スポーツ振興課長 今回シルバーの配置を学校スポーツ施設の使用に応じた配置に改めるにあたり、月単位で受付をするように変えた。今までは、日にちで2ヶ月前からとなっていたが、例えば4月分であれば、1日から30日までの1ヶ月分を2月中に受け付けるように改めたものである。

委員 これは、小学校も中学校も同じ扱いなのか。

スポーツ振興課長 小学校も中学校も同じ扱いである。昨年度から小学校においては、この前々月の受付を始めていたが、今回、中学校も同じ取扱いにしたものである。

委員 これは校長先生に申請するものか。

スポーツ振興課長 校長先生あての申請になっているものです。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。
議案第41号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号を原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第43号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とし

ます。提案理由の説明を求めます。歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 中世の文書はなかなか出てこないし、数も少ないだろう。この地域で中世文書を語れることは貴重なことだと思う。聞くところによると、この文書を元にした論文の発表もあるようで、注目されていると聞いているので、尼崎が注目されることについては良いことだと思う。

歴博・文化財担当係長 この資料は学術的な価値が高いものとして評価されている。特に忠節という言葉は武家の間で主従関係を示す言葉として用いられ、室町時代に武家である将軍に公家が従うようになると、武家と公家の間でも使用されるようになるが、南北朝時代はまだ、その関係が微妙な時期であり、そういう意味においても、武家と公家との関係が表された初期の事例ではないかと評価されているものである。今後さらに研究が進むものであると考え。今回指定文化財に指定し、ホームページ等でも公開することによって、広く研究されていくことが期待されている。

委員 せっかくなので、読み下しの文の解説をしてほしい。

歴博・文化財担当係長 (読み下しの解説・説明)

委員 花押を本人が書いたか書いてないかの決め手は何なのか。

歴博・文化財担当係長 花押については、本人が書いたものであるということが、審議会の歴史分野担当の委員による調査で確認された。花押は本人のサインであるが、義詮の花押はこれまでの研究で筆順や時期ごとの形状の変化がある程度わかっているため、今回の資料についても、それらを確認することにより、時代も合っていると判断されたものである。

委員 このような資料を見るたびに、本当に教科書に載っているような歴史的な人物がいるのだということが認識でき、ましてやこの尼崎市にゆかりがあるということを知ると、益々わくわくする。大人でもわくわくするのだから、子ども達にもよいものを見せ、興味を持ってもらいたい。広く公開し、たくさんの人に見てほしいものだ。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。

議案第43号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第43号を原案のとおり可決いたしました。

委員長 続いて、「議案第44号 尼崎市スポーツ推進計画（後期計画）について」及び、「日程第3 協議・報告事項 尼崎市スポーツ推進計画（後期計画）（素案）に対する市民意見公募手続きの結果について」は内容が一連のものであるため一括して審議します。提案理由の説明を求めます。スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 （提案理由説明）

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 パブリックコメントの中に、一時保育、一時預かりなどがでていたが、それについてはどう考えているのか

スポーツ振興課長 一時預かりについては考えていないが、そのような女性の方も参加できるような事業内容にするなど工夫し、調整していきたいと考えている。

委員 具体的に文言で示していないのか。阻害要因に応じた取組ということがそれにあたるのか。

スポーツ振興課長 アンケートの中で、スポーツしやすくするにはといったことを聞くと、保育や介護、家事などの阻害要因が見受けられ、特に女性においてはその要因が大きいので、そのあたりを解決していこうとは考えている。

委員 子どもと参加できるなど、参加しやすい工夫と書かれているのが対応策であると思うが、アンケートは子どもと参加より一時保育などを利用し、子どもと別にということを考えているのではないか。

スポーツ振興課長 女性に特化せず、子どもとでも参加しやすい工夫ということで記載した。まだ、調整したわけではないが、例えば子どもに対する教室などの事業で、教室を実施している間に子どもに付き添って来た親が参加するような事業も考えていきたい。子どもと一緒にやると子どもの面倒を見るということも必要になるので、そうではないものも考えていきたい。

委員 アンケート結果からと書いてあるのに、一時保育に対する回答がないよ

うに思う。今の説明のようなことを考えているなら、記載があってもいいのではと思うがどうか。

スポーツ振興課長 まだ、調整ができず、そこまで踏み込んでいいのかどうかという時点であったため、意見については対応したいが、記載まで至ってなかったものである。

委員 学校の開放は他の団体が入る余地がないのか。

スポーツ振興課長 余地がないわけではないが、以前から定期的に利用している団体や、最近の学校耐震化の工事により、利用している場所が一時利用できないなどの問題があり、なかなか調整が難しくなっている事実がある。今後、地域の方とも相談しながら、解決していきたいと思う。

委員 それでも、今回の内容においては、解決しようとする意欲が感じられる。現状分析し、課題を出し、整理し、できることからしようとする報告になっていると思う。

委員 いい計画だと思うので、実際に何か一つでも実現し実施できるようにしてほしい。女性についてなど思ってもみないことの見解が出され、対応できるように考えていることが実践につながっていけばと思う。ただ、計画書が難しいと思うので簡易版などがあり、実際の指導者などにも、まず分かっていたらよかったら、なお良いと思う。地域団体の人にも理解できるようなものがほしいと思う。

社会教育部長 もともと、冊子にしてと考えていたが、なかなか理解してもらうのは難しいため、一枚ものなどを作成し、配るようなことを考えている。そこで、まず理解を求めていきたい。また、スポーツ振興課が実施している事業は少なく、実際にはスポーツ振興事業団が事業を行っている。そのため、一時保育など、すぐには記載することができていない。今回作成した後期計画は、平成27年度予算には間に合っていないため反映していないが、平成28年度予算へ向け、スポーツ振興事業団と連携し、協議していこうということで話ができているので、新たな取組の実施に向け努めていきたいと思っている。

委員 簡易版などできたら、また見せてください。

委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。

議案第44号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第44号を原案のとおり可決し、「尼崎市スポーツ推進計画(後期計画)(素案)に対する市民意見公募手続きの結果について」の報告は終わります。

委員長 続いて、「議案第42号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。中央図書館長。

中央図書館長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 実際に15冊借りられる方はいるのか。

中央図書館長 今でも実際にいます。特に絵本や幼児用の本などにおいては、お父さんお母さん、子どもさんのカードで30冊近く借りて帰られる方がいます。

委員 2週間できちんと返されるのか。

中央図書館長 だいたい1週間ペースの方が多く見受けられます。

委員 返却がきちんとされているなら良いが、大丈夫か。

中央図書館長 先日、大阪の図書館から尼崎の本が返却されているという連絡を受けたことがあったが、誤って返却先を間違ったのかと思われる。たいていはきちんと返却されている。

委員 返却されない場合、連絡するのか。

中央図書館長 2週間の期間を過ぎて、4、5日が過ぎたら、予約が入ってるなどの場合、督促をしている。しかし、あまり遅れるということはない様に思う。

委員 便利に使い始めると、図書館は回転よく利用できるようになるので、大丈夫なように思う。ただ、利便性という意味では、返却窓口が少なくなり不便になったということはないか。

中央図書館長 現在は15施設が返却窓口になっている。以前は23施設だった。来年度は中央公民館などとも協力して、利便性をよくできるよう考えていきたいと思う。

委員 いろいろこれからも工夫してほしい。

- 委員 長 他に質疑はございませんか。
- 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第42号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 委員 長 異議なしと認めます。よって、議案第42号を原案のとおり可決いたしました。
- 委員 長 次に、日程第3「協議・報告事項」の「公民館の利用制限の一部見直しについて」の報告を求めます。中央公民館長。
- 中央公民館長 (報告内容説明)
- 委員 長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 委員 図書コーナーや指定の場所で飲食していいとあるが、どのような場所を想定しているのか。
- 中央公民館長 中央公民館であれば、2階のロビーや3階のロビーなどで、少しいすを置いている部分を考えている。他の公民館については、それぞれ館の事情もあるので、その館で工夫して、図書室の横のスペースや広いロビーなどのスペースなど利用できたらと考えている。また、利用できるスペースがない場合は、時間を区切ってこの場所という指定しても良いのではと考えている。
- 委員 時間制限はないのか。いつでも食べていいのか。
- 中央公民館長 中央公民館の場合であれば、ロビーなど場所があるので、迷惑がかかるようであれば時間を限る必要はないかと思う。もともと、においやおしゃべりなど迷惑がかかるということから制限してきたものなので、迷惑がかからないのであれば、それほど制限も必要ないかと考えている。
- 教育次長 今までは、杓子定規に図書室で勉強している人に、雨の日でも外で食事をしていただくというような状況があったが、迷惑かからない範囲であれば緩和していくということ考えたものである。今後建てていく施設などは複合施設になることも想定して、一歩前進してみようと、考えたものである。
- 委員 実情に応じて対応してくれて、いいことだと思う。公民館で迷惑かけようと思っている利用者はいないと思うので、規制緩和はいいことだと思う。

ただ、弁当についてはいいが、飲酒については、少しどうかと思うところはあるので、心配し過ぎかもしれないが、今後見守ってほしい。

中央公民館長 規則で迷惑行為を禁止しており、飲酒等も含め、掃除やにおいの換気、また飲酒においては運転する者や未成年などの飲酒禁止等、法令遵守をきちんと事前に注意事項などでお渡しして、守っていただけることを前提に利用していただくつもりである。

委 員 きちんと自覚して利用していただけている。そのような学習目的の団体ばかりで利用していただいて、その延長にと考えていけたら問題ないように思う。

ただ、思いがけず、例えば出前を取るなどがあった場合など、どうしていくのか。

中央公民館長 食事会や宴会が主目的ではなく、あくまでも学習会が主目的であり、その延長で少しの食事を想定しているので、他の利用者から苦情が出ないということを条件とし、マナーを守って利用していただきたいと考えている。いろいろなことが出てくるかもしれないが、様子を見ながら、苦情があれば当事者にお伝えして、柔軟に対応しながら、かつルールも守っていただいて、ご利用願いたいと思う。

委 員 長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

委 員 長 続いて、「国の「子ども・子育て支援法施行令、施行規則の一部を改正する政令」制定に伴う、本市の規則、園則の改定について(現状報告)」の報告を求めます。学務課長。

学務課長 (報告内容説明)

委 員 長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委 員 新制度に変わるのは平成27年度からか。

学務課長 新制度になるのは平成27年4月1日からである。しかし、公立幼稚園において保育料等示すのは、秋、平成28年度の入園募集10月からとなる。これは平成27年度においては経過措置を設け、例年と同じ額で4月入園となってからであり、今回の制度が反映するのは平成28年度入園の

園児からとなっている。しかし、私立幼稚園においては、新年度3歳児で入園される園児については新制度の1号認定で入園されることになっている。また、平成26年度から引き続きの在園児については、卒園まで経過措置で、現在の額と同額の保育料としている。

教育次長 公立幼稚園において、平成27年度入園児については保育料9,100円としているが、入園料を保育料に組み込む形をとるため、保育料は9,500円となる。私立幼稚園については、新入園児から新制度を適用することになる。

しかし、今のところ国の動向としては新制度について正式な文章は届いておらず、大枠は知らせがあるものの、4月1日施行となっているにもかかわらず、まだ、規則等の整備が正式に出来ない状態である。本日は国の動向も含め、報告し、4月施行に向けてのスケジュールをお知らせするものである。今の状況であれば、国からの正式通知は3月31日で、それを受けて規則改正等の整備を早急に行い、4月1日施行という運びになりそうである。正式な通知があった時点で改めて報告したいと思っている。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。企画管理課長。
企画管理課長 (報告内容説明)

委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 マイスターの認定とあるが、マイスターは何人ぐらい認定するのか。

学校教育部長 今年度のマイスターの認定については、小学校2名 中学校2名となっています。小学校は、若手ではあるが体育の授業の堪能なものと、理科の授業の堪能なものが、中学校については教科担任制なので、音楽と国語の教員となっております。

委員 また、学校名等教えてほしい。見学にも行きたいと思う。

委員長 他に報告内容に質疑はありませんか。
質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

委員長 次に、「日程第2 議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後6時34分)

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。